

	令和6年度第1回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 議事録
開催日時	令和6年（2024年）8月23日（金） 午後2時～午後4時
開催場所	鎌倉水道営業所 2階 会議室
出席者	川上 富雄（駒澤大学文学部社会学科教授） 千代 美和子（鎌倉市民生委員児童委員協議会会長） 奴田 不二夫（みらいふる鎌倉副会長） 國分 哲男（鎌倉市肢体不自由児者父母の会会長） 田中 良一（鎌倉市社会福祉協議会常務理事） 木山 晃子（公募市民） 植月 縁（公募市民） 小池 晃（公募市民） 鈴木 夏華（鎌倉市基幹相談支援センター）（臨時委員） 深見 勝弘（湘南きょうだいの会代表）（臨時委員） （欠席）田島 重雄（鎌倉市自治町内会総連合会副会長） （欠席）町田 綾 （かまくら子育て支援グループ懇談会）
傍聴者	なし
事務局	矢部 健康福祉部次長兼福祉総務課長 内藤 福祉総務課課長補佐 山田 福祉総務課福祉政策担当
会議次第	1 開会 2 議事 （1）現委員の交代及び臨時委員の選出について （2）会議の公開について （3）鎌倉市地域福祉計画 推進状況報告書（案）目標1から目標5に関する総括について （4）目標6「ケアラーへの支援」の位置づけについて （5）その他 3 閉会
配付資料	資料1 令和5年度地域福祉計画進捗状況報告書（案） 資料2 鎌倉市地域福祉計画 目標6「ケアラーへの支援」（案） 資料3 鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿 資料4 令和6年度第1回地域福祉計画推進委員会座席表 参考資料1 孤独・孤立推進法【概要】 参考資料2 【ここかま】人と地域がつながるプラットフォームかまくら 追加資料 令和6年度第1回鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会議事録 ケアラー支援条例説明文

会議の結果及び主要な発言	
	1 開会
事務局 (内藤)	事務局から事務連絡等 (1) 現委員の交代及び臨時委員の選出について まず、本委員会の委員1名の交代及び臨時委員2名の選出を報告します。資料3「鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿」をご確認ください。 委員の交代に関しまして、所属団体からのご推薦をいただき、令和6年5月27日から、新津委員に代わり、鎌倉市自治町内会総連合会副会長 田島(たじま)重雄(しげお)委員を、鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員として委嘱させていただきました。本日は欠席となっておりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。 次に臨時委員につきまして、鎌倉市ケアラー支援条例の制定に伴い、ケアラー支援に関する施策を本計画に位置づけるため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例第5条第1項に基づき、鎌倉市基幹相談支援センターの鈴木 夏華(なつか)委員、湘南きょうだいの会の深見(ふかみ)勝弘(かつひろ)委員を選出させていただきました。 ケアラー支援以外の事項に関してもご意見を賜りたく思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。 それでは、臨時委員の方もいますので、改めて川上委員長から順に(時計回り)自己紹介をお願いします。
委員	委員長から順に自己紹介を行う。
事務局 (内藤)	(2) 会議の録音・公開について 記録のため、会議の録音をさせていただきます。委員氏名と議事録を後日、市ホームページで掲載する予定です。
事務局 (内藤)	(3) 会議の成立について 10名中8名出席、過半数に達しているため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例施行規則第3条第2項により成立。
事務局 (内藤)	本日は傍聴の希望者はいらっしゃいませんが、鎌倉市審議会等に関する指針第3条3号の規定に基づき特別の事情がある場合を除き、会議は公開することとしておりますのでご承知おきください。
委員	全員了承
事務局 (内藤)	(4) 配布資料の確認 資料1から資料4、参考資料1から2、また、追加資料として「令和6年度第1回鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会議事録」及び「ケアラー支援条例説明文」はデータで配布しております。本日、紙で必要な方は、お申しつけ下さい。また、不足資料がございましたら挙手にてお知らせください。
	2 議事
事務局	それでは、議事に入らせていただきます。

(内藤)	議事進行につきましては、川上委員長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。
川上委員長	改めましてよろしくお願いいたします。 それでは、議事（３）鎌倉市地域福祉計画 推進状況報告書（案）目標１から目標５に関する総括についてですが、これの進捗状況、取組状況などを事務局からご説明をいただき、委員の皆様からは、委員名簿順にご意見を賜りたく思います。 各目標の通しでは範囲が広いので、目標１から３、目標４から５の２つに分けて進めさせていただこうと思います。それでは目標１から３のご説明を事務局からお願いします。
事務局 (内藤)	それでは事務局よりご説明させていただきます。 昨年度までは、当委員会において、各取組の推進状況報告に基づき、ミクロの視点から講評をいただいておりますが、今年度からは、大項目である目標１から目標５に関する総括を事務局で作成し、総括に基づいて、マクロな視点から講評をいただくよう、進めてまいりたいと考えています。なお、総括文は、近年の社会動向と令和８年度からの次期地域福祉計画に向けた進むべき方向について新たに作成し、全庁的な内容となるよう幅広に記載しており、また、７月２９日に行った「鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会」での意見を踏まえ、作成しております。それでは、目標ごとに総括の概要を説明します。 資料１ 令和５年度地域福祉計画推進状況報告書（案）をご覧ください。 まず、目標１：総合的な相談体制の確立についてです。６ページから７ページになります。 雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化により、近年、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化の一途を辿っています。生きづらさを抱える人々への支援の必要性や孤独・孤立の問題が明らかになったことで、総合的な相談体制の必要性はますます高まっているところです。令和６年４月１日には、孤独・孤立対策推進法が施行されました。 これを踏まえ、本市で実施している施策や取組は、資料の通りです。本市地域福祉計画の進捗状況として、成果指標に関する令和５年度における実績値は、前年度と比べてほぼ横ばいとなっています。 具体的な取組に関しては、重層的支援体制整備事業が開始したことで、これまで分野別に深化させてきた相談支援の取組について、分野を跨ぐ一体的な対応を図り、多機関での取組を行うよう発展させているところであります。 地域での福祉活動の把握については、地区社協及び自治会・町内会の福祉的な取組に関し社会福祉協議会等を通じて情報収集を行っており、引き続き適切な情報整理、提供を行っていくこととしています。 本市では、属性を問わない相談体制の整備は進んでいるところですが、

成果指標となる市民アンケート調査「生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合」は令和4年度より減少していることから、体制の周知と相談しやすい体制づくりにさらに取り組む必要があると思われます。また、相談に至らない人々を地域で支えるため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、「人と地域がつながるプラットフォーム（通称ここかま）」を立ち上げ、庁内外で分野を横断し、官民連携で、孤独・孤立の0次予防としての地域づくりに取り組んでまいります。

目標1については、以上です。

次に、目標2：包括的支援体制の構築についてです。9ページから11ページになります。

国は、2017年に社会福祉法を改正、地域共生社会の構築を目指し、2021年に重層的支援体制整備事業を創設しました。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます。

重層的支援体制整備事業では、相談支援から地域づくりまでを一連の流れとして包括的に支援していくとともに、縦割りと揶揄される福祉の4分野（介護・障害・生活困窮・子ども）の相談支援と地域づくりについて、分野をまたぎ一体的に対応しようとするものです。

これを踏まえ、本市で実施している施策や取組は、資料の通りです。

本市地域福祉計画の進捗状況として、成果指標に関する令和5年度における実績値は、前年度と比べてほぼ横ばいとなっています。

具体的な取組として、関係団体との連携・協働及び庁内連携については、重層的支援体制整備事業を開始したことで、そのプロセスを通じて、強化を図っているところであります。また、住民組織と福祉団体等の連携・協働及び地域における連携・協働については、鎌倉市社会福祉協議会を通じて、地縁団体や当事者団体等との連携を図っているところであります。本市では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにまるごと対応し、生活上の困難を抱える人々が地域で自立した生活を送ることができるよう、引き続き、関係機関とともに、縦割りをまたいだ対応を行う必要があります。一方、その中核となる多機関協働事業及び参加支援事業の取組が少ないことから、本制度のさらなる推進が必要と考えております。

加えて、医療・教育分野も含めた関係機関が連携・協力することで、地域福祉に厚みがうまれます。行政、市民、事業者らそれぞれが持つ機能を十分に発揮できるよう、引き続き共生社会の理解を広げるとともに、令和6年4月に組成した「人と地域がつながるプラットフォームかまくら（通称ここかま）」を通じて、社会福祉協議会やNPO関係者らと協力しながら、多様な主体

	間の連携の基盤を構築してまいります。 なお、家族介護者支援の必要性を踏まえ、令和6年に鎌倉市ケアラー支援条例を制定し、包括的支援の一環として、今後はケアラー支援の取組にも着手してまいります。 目標2については、以上です。 次に、目標3：地域における福祉活動や人材の支援についてです。13ページから14ページをご覧ください。 我が国の人口動態によれば、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになります。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速することが予測されます。介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移していることから、国は、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むこととしています。 民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員で、児童委員を兼ね、本市において、1人暮らしの高齢者の見守りや子育て世帯の支援などにボランティアで取り組んでいます。地域全体の高齢化、役割・業務量の負担増、働き方改革による就労率の向上などにより、担い手が不足し、新たな適任者を探しにくい状況にあります。 これを踏まえ、本市で実施している施策や取組は、資料の通りです。 本市地域福祉計画の進捗状況として、成果指標に関する令和5年度における実績値は、前年度と比較すると、わずかに上昇する結果となっています。 具体的な取組として、市民が、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し、対応できる地域づくりを引き続き進めると共に、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協と協力し、ボランティア育成や活動場所の確保を行ってまいります。 地域で福祉活動に従事する人材や活動の場の確保に関しても長年課題となっていることから、引き続き取組を進めてまいります。 また、本市では、将来的に、施設やサービス給付制度は整備されたものの、担い手不足により行政サービスが執行されないといった状況が懸念されることです。このため、近隣自治体との差別化を図りながら、サービス事業者における人材確保及び育成並びに雇用の推進への支援、潜在的人材の掘り出しなどの福祉人材確保の取組を進める必要があります。 目標3については、以上です。
川上委員長	どうもありがとうございました。 事務局の方から、目標1は総合的な相談体制の確立、目標2は包括的支援体

	制の構築、目標３は地域における福祉活動と人材への支援で、この目標についての国、県の動向、あるいは鎌倉市の計画の推進の状況等を説明をいただきました。 質問も含めて結構ですので、取組状況に関して委員の皆様から質問あるいはご意見を名簿順に賜りたく思います。
千代委員	目標３「地域における福祉活動や人材への支援」についてです。民生委員児童委員について、プロジェクトチームを立ち上げ、成り手不足に関する対策検討を始めているところですが、検討してきた経過状況が見えないです。仕組みづくりのところだけではなく、具体的な部分が分かればより良いと感じました。
事務局 (矢部)	記載内容につきましては、今までの各取組の進捗状況、取組ごとに評価をしていただくという形を取っていたものを総括文という形で作成しました。その中で代表的な動きを記載させていただいておりまして、詳細については、取組推進状況一覧に記載はしておりますが、おっしゃるとおり、現状は取組の記載のみとなっておりますので、総括に落とし込めるところについては落とし込んでいきたいと考えております。 実際のプロジェクト会議につきましては、私も参加させていただいている中で民生委員の活動というのが、いわゆる民生委員法に基づく活動と、あとは地域の活動、自主的な活動ということで分かれていて、どこに負担があるかということ进行分类することをプロジェクトとして取り組まれております。分類がされた上で、今後地域に対し、行政の方から、例えば、民生委員の活動というのは、民生委員法に基づく役割はこういったものであり、それを踏まえ、ご自身の判断のもとで取り組んでいただくものなので、その辺りを配慮し、地域へのご説明等に用いてもらう。あとは、パンフレットの作成等についても、民生委員方のご意見をいただきながら作成をしているというに把握をしております。 そういった中で、着実に取り組んでいただいているというように把握しております。
千代委員	民生委員児童委員協議会では、基本的な事項と自主的に動くものの住み分けをしています。そのため、何か変わったという事ではなく、整理をする意味合いが強いです。そういったことを端的に伝えることを主に考えています。
川上委員長	千代委員ありがとうございました。続いて、奴田委員お願いします。
奴田委員	事務局からの説明を聞いて思ったのが、もう少し重要なポイントを絞って説明いただけるとより分かりやすかったと思います。それを踏まえて、自治会、老人会の方々にも共有できればよいと思いました。 また、高齢者の立場で、意見を言って、それを反映させてもらえば、私たちにとっては良いことだと感じます。さらに言えば、今説明してもらった話を可能であれば、みらいふるや自治会等の会合に市の方からお話に来てくれる方がいればありがたいと感じます。また、こういった内容を市の広報で周知

	するのもよいと思います。
事務局 (矢部)	今回の総括文のポイントが分かりづらいというご指摘だったかと思いますので、表現を工夫して、わかりやすい説明ができるよう検討させていただきたいと考えます。また、実際に地域でどのような形で福祉が進んでいるという話かと思いますが、広報は年間計画もあって、新しい取り組みがないと難しい部分もありますので、地域の中でのご説明をということであれば、ご要望を頂戴できれば、事務局としてもさせていただければと思います。一方で、私共からのお知らせ等があれば、ご協力をお願いするかと思いますので、その際は、お願いしたく考えております。
川上委員長	それでは奴田委員ありがとうございました。続いて、國分委員お願いします。
國分委員	今回の総括文を用いたまとめ方は非常に良いと思います。各目標に対して国の動向等を記載しているため、一般の方が読んだ時も理解が進むと思います。一方、各取組の推進状況において、例えば、目標1に対して具体的な取組18件のうち、「目標向け順調に実施できた、または事業が完了した」が15件あります。完了とは何をもって完了としたのでしょうか。福祉の分野では、何をもって完了したというのがわかりづらいです。そのため、詳細を具体的に記載しないといけないと思います。また、完了したかの判断が難しい場合、当委員会に諮るのも良いと思います。 民生委員児童委員については、プロジェクトチームを作って成り手不足解消の検討している事は非常に良いと思いますが、民生委員は多分野において活躍できるため、多くの業務に携わった際に負担が大きくなってしまいうことから、担う業務に的を絞らないと、成り手不足は解消しないと思います。また、今後担い手が増えないという事を前提にして、どうやっていくかを考えるのも大切だと感じます。
川上委員長	昨年までのように事業毎に細かい資料が膨大に出てきて、全体の地域福祉に関して目線が届いていなかったため、今年度からは、評価の仕方を変えようということで全体の報告になったわけですが、事業毎の評価指標において完了という表現がどうなのか、これは事業ごとに完了が適用されるものが異なってくると思います。
事務局 (矢部)	今回の進捗状況報告書の2ページ目です。進捗状況評価の結果、先ほど委員長の方からもお話いただいたとおり、A評価というのは「目標に向け順調に実施できた、または事業は完了した」というところで、目標1の総合的な相談体制の確立というところ言えば、相談体制というのは継続して行うものですし、その件数が増えたから完了ということではございません。 これは、目標立てをした時に 評価項目についてもこのような形で完了という言葉を使わせていただいているところで、基本的には、実施できたというところでA評価がついているものかと思いますがけれども、次評価の時に表現を改めていきたいと思います。委員のご指摘のとおりでございますが、完了というようなことを行政側が考えているということではございませんので、

	その点を補足させていただければと思います。
川上委員長	完了ではなくて、「事業を実施した」、「事業を数値的に達成した」など、そういう方が良いではないかと思いますので、事務局で検討いただければと思います。続きまして、田中委員お願いします。
田中委員	例えば、目標１の７ページの「今後進むべき方向性」の部分でいうと、「生活課題等に関して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合」が令和４年度と比較して減少していることから、体制の周知と相談しやすい体制づくりにさらに取り組んでいく必要がある」という事ですが、減少した原因はどういった事で、それを市としてどのように分析をされていて、今後このように進めていくということが記載していれば、より分かりやすくなってよいと思いました。
川上委員長	この件に関して、事務局の方で何か心あたりはありますか。
事務局 (矢部)	分析というようなレベルではございませんが、行政側でいうと、なんでも相談窓口、重層的支援体制や包括的支援体制を整えていて、ある程度支援体制整備は進んできているというところではあります。しかし、市民の方と話している中で、なかなか支援体制が浸透できていないのではないかと感じるところはあります。 例えば、前回委員会の中でも、鎌倉市の重層的支援体制のパンフレットを示し、ご説明をさせていただいたところ、委員の方から、鎌倉市が取り組んでいる概要の御理解をいただけたというようなお話もいただいたところです。 であるとする、体制は整えていて、当然支援等が届いているはずというふうに思っているところが、利用者や普段から支援等を必要とされていない方については、見えていない部分もあろうかと思いますので、分析というよりは感想ですけれども、継続して案内していくということで、徐々に浸透させていくことが必要ではないかと考えております。
川上委員長	田中委員ありがとうございました。続きまして、木山委員お願いします。
木山委員	P13の目標３総括（２）具体的な取組に関して「ボランティア育成や活動場所の確保を図っていく」とありますが、具体的にどうなのかという部分を個別に書かれていると分かりやすいと思いました。また、どのぐらいの計画で実施されているのかなど少しでも記載いただければ、より分かりやすいと感じました。 次に、P14で今後進むべき方向性に記載している「近隣自治体との差別化」についてですが、なぜ差別化を図らなければいけないのでしょうか。自治体間で共存するイメージの方が良いと感じます。また、差別化という言葉はあまり印象が良くないと思います。
事務局 (矢部)	ボランティア育成や活動場所の確保の部分について、取組の記載にとどまっておりますが、ボランティア確保の観点から言うと、鎌倉市民共生サポーターの周知をしているところです。活動場所については、居場所というところで、理事者も含めまして、どのように考えていくのか検討を重ねているとこ

	ろであります。表現としては、なるべく具体的に記載できるよう工夫して参りたいと考えております 差別化という表現につきましては、近隣自治体と比較という意味で差別化というような表現をさせていただいておりますが、あくまでも、自分たちだけというようなことではございませんので、訂正をさせていただいて、より適切な表現にしていきたいと思ひます。
川上委員長	木山委員ありがとうございました。続きまして、植月委員お願いします。
植月委員	総括文を作成いただいたため、計画の全体像が見えやすくなったと感じますが、市民目線で自分が何かに関わりたひと思った時に、そこから具体的な像が浮かんできづらひと感じました。例えば、民生委員として関わりたひと思った時に、自分に落とし込みづらひです。立派な報告書ですから、具体的なアプローチがイメージできれば良いと思ひます。
川上委員長	植月委員ありがとうございました。続きまして、小池委員お願いします。
小池委員	総括文が非常に分かりやすくてよかったというのが正直な感想です。ただし、進捗状況の（１）成果指標に関してですが、指標とされているアンケートの中で横ばいになっている理由が分からない限り、未来永劫わからないと思ひます。 また、今後進むべき方向性については、抽象的な記載が多く、具体的な施策が記載されていないです。さらにPDCAサイクルのような記載がなく、それがなく上手く進捗管理ができないように感じます。
川上委員長	事務局と相談して、文章の記載等調整していきたいと思ひます。
奴田委員	市民アンケート結果について、その結果を利用して何かをやらうというのはありますか。様々な事に反映していくとより良くなるのではないかとと思ひますが。
事務局 （内藤）	鎌倉市地域福祉計画は、令和２年から令和７年までの計画期間で、令和元年度に作成しております。作成当時の指標が記載されている状態のため、事務局としても現状と合わせると取り扱ひが難しい内容になっております。各目標に対して、連動しているもののなか不透明な部分が大きいため、委員の皆様には御提案になりますが、次回以降から、目標１から５の成果指標のページは、参考資料として添付させていただくという事でいかがでしょうか。
委員	（全員了承）
國分委員	計画内容は、策定当時の指標だと現在と合わない状況は必ず出てくるから、今の時代に合うような内容にしてもよいと感じます。
川上委員長	それでは、臨時委員として委嘱された鈴木委員にも一言とは思ひますが、何か気づきがあればご意見を頂戴できればと思ひます。
鈴木委員	目標２総括文の③今後進むべき方向性で多機関協働事業への相談件数が24件から10件になっていますが、同じような立場で相談支援に携わる者からすると、隙間を埋めるような相談件数が減ったのは決して悪いことじゃないようにも見えます。また、その後文章で「参加支援事業の取り組みも少ないこ

	とから、本制度にさらなる推進が必要となる」との記載をみると、悪い結果として見ていると感じますが、目標値を数字で表そうとすると、その数値の増減というのは、内容の指標にならないというのが実感としてあります。相談件数が減少した原因はなぜなのか、こういったところが要因で、どういう推進や改善をしていくことによって増やしていこうとしているかが見えてくると良いと感じました。
川上委員長	鈴木委員ありがとうございました。続きまして、深見委員もご意見あれば頂戴願います。
深見委員	障害福祉サービスを展開する事業をしているため、その目線にはなってしまっていますが、非常にわかりやすくまとめられていると思います。目標3つ全てに関わってくるかと思いますが、ここかまとりベロかまくらがキーポイントになってくるかと思います。その中で、民生委員児童委員の方々の負担感を減らせると尚良いと思います。
川上委員長	深見委員ありがとうございました。委員の皆様のご意見を承ったうえで、事務局と調整していきたいと思います。それでは、目標4から5の説明を事務局お願いします。
事務局 (内藤)	続きまして、目標4：地域生活支援と権利擁護についてです。18ページから20ページをご覧ください。2007年に住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット法が制定され、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人に対し、民間の空き家・空き室を活用した居住支援を行う住宅セーフティネット制度が創設され、本年の秋ごろにはその改正法の施行が予定されています。住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うものであり、全国で官民による居住支援協議会が組成され、相談支援、空き家と市民のマッチング、生活支援などが進んでいます。全国的に人口減少や空き家の増加が課題となる中で、居住支援協議会を通じた転入者支援や空き家のストック化の工夫により、空き室・空き家と住宅確保困難者の課題を組み合わせ、分野をまたいだ課題解決に取り組む自治体も現れています。また、バリアフリー法に基づき、障害者等用駐車区画の利用者の範囲を定めて、予め利用証を交付することで、障害者等用駐車区画を必要とする人の円滑な利用と不適正利用の防止を図る制度として、パーキングパーミット制度が創設されています。 加えて、令和6年1月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢者や障害者ら災害弱者への対応の課題があらためて浮き彫りとなったところがあります。これを踏まえ、本市で実施している施策や取組は、資料の通りです。本市地域福祉計画の進捗状況として、成果指標に関する令和5年度における実績値は、前年度と比べてほぼ横ばいとなっています。 また、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、本市においても福祉避難所のあり方や、避難行動要支援者支援制度の効果的運用、住宅確保の取

組など、災害時における実効性のある支えあい体制づくりが改めて求められている状況です。

地域での生活支援にあたり、生活困窮者や住宅確保要配慮者への住宅確保は困難な状況が続いており、今後、こどもまんなか社会の実現に向けて低廉な住宅を求める子育て世帯のニーズに応える必要もあることから、官民連携で設立された居住支援協議会をより一層活用し、相談体制の強化や住宅情報の提供等の充実を図り、課題に対応することが求められています。

パーキングパーミット制度については、神奈川県において令和6年度に導入が予定されており、本市でもバリアフリー法及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、都市のバリアフリー化に向けて、庁内で連携して取り組んでいくことが求められています。

新たに開始する「燃やすごみ」の戸別収集については、高齢者や乳幼児を抱える世帯のごみ出しが容易になる上、高齢者世帯については安否確認に寄与することから、地域生活支援として、環境政策と地域福祉におけるさらなる連携の広がりが期待されています。

令和7年（2025年）には学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）が開校する予定となっており、また、鎌倉市立全小中学校に特別支援学級の設置が完了し、鎌倉市立全中学校の通常学級に在籍の生徒を対象にした中学校通級指導教室が開設となります。

引き続き、共生社会について学び、安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備、地域において自立生活を送る上で重要となる権利擁護に関わる施策の充実に取り組んでまいります。

目標4については、以上です。

最後に、目標5：情報の収集と提供についてです。22ページから23ページになります。2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画（個別計画）を作成することが市町村の努力義務とされ2023年には、内閣府(防災担当)が、地方公共団体に向け、事前防災を重視した平時からの準備や発災時の取組を示す「災害ケースマネジメント実施の手引き」を公表しました。災害ケースマネジメントとは、災害時に、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別に把握し、必要に応じて専門機関と連携しながら支援するとともに、被災者の自立・生活再建が進むよう継続的にマネジメントすることをいいます。

これを踏まえ、本市では、避難行動要支援者制度に関し、令和5年度に福祉部局と防災部局でプロジェクト会議を開催したところであり、令和6年度には、福祉専門職の協力を得ながらモデル的に個別避難計画を作成し、取組にあたっての課題を抽出することとしています。

本市地域福祉計画の進捗状況として、成果指標に関する令和5年度における実績値は、前年度と比べてほぼ横ばいとなっています。

	具体的な取組として、地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ると共に、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を、引き続き進めてまいります。 また、自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供については、各自治会・町内会ごとの実情に合った名簿の活用につなげられるよう、活用にかかる施策の検討を引き続き行ってまいります。 目標5については、以上です。
川上委員長	ありがとうございました。 目標4「地域生活支援と権利擁護について」、目標5「情報の収集と提供について」に関する取組状況の説明を頂きました。時間も限られていますので、ご意見がある方はお願いいたします。
國分委員	住宅確保要配慮者に対する居住支援について、鎌倉市の場合、住宅関係は国交省の考え方が強いと感じます。障害者の住宅確保は、障害者の自立のための確保だと思っています。グループホームを出て一人住まいする方に対してサービスを提供するという事もあります。居住支援協議会の認識が足りてないような気がします。 また、避難行動要支援者名簿ですが、各自治会で受け取る、受け取らないで分かれています。結局のところ、個人情報の取り扱いの問題だと思います。基本的には個人情報の取り扱いの仕方というのを何とかしないといけないかと思っています。 災害時の個別避難計画について、障害者の場合は、障害者相談支援専門員が計画を作っていますが、検討する内容のボリュームが大きいため、金額の関係もあって、請負されていない部分もあると思います。結局のところ、国からの補助金等がないと、難しいと思います。また、名簿の署名に不同意された方に関する支援も課題と感じます。
事務局 (矢部)	居住支援協議会に関して、国交省の方の流れは強いということではありますが、現状は都市整備部が所管をしております。実態的に物件等も集まっていないところ、庁内の連携会議の中でも話がありました。 そのような経過から、進捗状況を記載させていただきました。実際の支援の支援現場で、ここを活用して居住につながっているという事例は多くはないため、福祉事務所長という立場からすると、上手く機能できているのかというところは、難しいと感じる部分はあります。
國分委員	居住支援協議会は、福祉の観点からの施策をもう一度説明した方がいいと思います。福祉の考え方を入れなくてははいけません。例えば、障害者が一人住まいを始めた場合、サポートしてもらえる福祉サービスがあるため、大家さんが心配しないよう事情を説明できればよいと思います。
事務局 (矢部)	福祉の観点ということ言うと、居住支援協議会を社会福祉協議会が受託し事務局をやっているというので、福祉との連携は、当然意識をしていた

	だいていると思っております。
鈴木委員	居住支援協議会に基幹相談支援センターも参加していますが、何年もかけて取り組んでいるのは、お互いを理解するための情報共有です。不動産屋の事情もあるため、福祉側の事情や制度案内はしながら、理解啓発をしている段階です。また、生活保護費から出る家賃設定が 41,000 円。セーフティネットに加わる大家さん側の家賃設定は 41,000 円以上になります。だから、理解して受け入れるという事と、生活保護の中で住める条件っていうのが、ちょっと乖離していると思います。生活保護費の設定が市の施策だけではないと思うので、そこが擦り合わなければいけないと感じます。 一方で、障害者が地域で住む場合、グループホームであれば家賃補助が出るため、セーフティネットに加わる不動産屋から紹介してもらうよりも、融通が利くグループホームが飽和状態になりつつあります。
川上委員長	居住支援の問題は、引き続き注視していなくてははいけません。 また防災の観点、顔の見える関係づくりが重要で、近所の方とどういう人間関係を構築しているのかということだと思います。
千代委員	避難行動要支援者名簿について民生委員児童委員協議会としては、市の総合防災課と話しはしているところですが、総合防災課の観点でやり方等を考えているところがあります。民生委員児童委員は当初、自治会経由で名簿を貰ったため、住民が自治会に入っていない場合、情報が漏れてしまう事がありました。今は民生委員児童委員が全市的にもっているものの、やはり自治会とのズレが生じてしまうこともあるため、話が進まないことがあります。情報共有のシステムがうまくいっていないと思いました。
國分委員	避難行動要支援者名簿の使い方ですが、要支援者の方は孤独孤立に陥る可能性もあるため、そのような方の把握にも使えると思います。
川上委員長	避難行動要支援者名簿の対象基準が要介護 3 以上で在宅の方と、障害手帳一級以上の方になっていますので、かなり重度ですね。その中でも優先度の高い個別避難計画を立てなきゃいけない人というのは ハザードエリアに住んでいる方、ADL や認知能力に衰えが生じている方、孤立度が高い方、この 3 つを掛け合わせたところで緊急度が決まってきます。例えば、横浜市は福祉専門職やケアマネージャーが担当している方から、重度の方をピックアップして名簿を作成すれば 7000 円程度市から補助が出る制度があります。
事務局 (矢部)	鎌倉市においても、防災と福祉のプロジェクト会議を昨年から開始し、名簿を避難行動にどのように繋げていくかを福祉専門職、ケアマネージャーとお話をさせていただいて、基幹機関相談センターの方にも、障害の方にモデル的に支援できないかというようなお話もさせていただいているところです。 この目的としては、どういう形で課題感が出てきて、避難行動の支援をどうするかというところを行政側での見通しではありますが、そこまでの課題感を出した上で、福祉専門職の方に協力を得ながら、作成をお願いするという

	形が取れないかというところで考えております。 また、先ほど費用の話もありましたけども、他市の事例を参考にしながら、来年度の予算化ができないかということも含めて、モデル作成をしているところです。
深見委員	目標５「情報の収集と提供」ですが、重要なテーマだと思うのですが、防災分野が多い気がします。「情報の収集と提供」という事から考えると、その他分野も入れたほうがテーマの主旨としては合うのではないかと思います。
川上委員長	皆様ご意見ありがとうございました。資料１の後段に「各取組の進捗状況」として、各事業の取組に関する資料が添付されてはおりますが、防災分野以外の部分については、事務局と相談したいと思います。 それでは、議事（３）鎌倉市地域福祉計画 推進状況報告書（案）目標１から目標５に関する総括については以上とさせていただきます、議事（４）目標６「ケアラーへの支援」の位置づけについて、事務局から説明をいただいてよろしいでしょうか。
事務局 （内藤）	鎌倉市ケアラー支援条例の制定に伴い、ケアラー支援に関して、今年度から新たに目標６として、本計画に位置付けることとしました。その内容に関して説明します。資料２「鎌倉市地域福祉計画 目標６「ケアラーへの支援」（案）」をご覧ください。 高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。 ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。 鎌倉市では、令和６年、鎌倉市ケアラー支援条例を制定し、条例に基づき、このたび、ケアラー支援について、「背景」、「理念」、「目標」「取り組むべき施策の方向性」、「施策体系」、「具体的な取組」、「目標に向けた成果指標」を設定し、地域福祉計画の目標６に位置付けます。また、令和７年度からは、地域福祉計画推進委員会において、推進状況を確認します。 なお、「具体的な取組」と「目標に向けた成果指標」につきましては、第２回委員会でご提示したく思います。説明は以上です。
川上委員長	ありがとうございます。今回、ケアラーへの支援を地域福祉計画の目標６として位置付けたということで、この議題に関しては、ケアラー支援に関連した知見を有する臨時議員の２人からご意見、追加意見等を賜ればと思います。

鈴木委員	とても安心な条例ができたなと感じますが、私たちが直面するのが、ケアする人がいなくなった後のケアラー支援です。ケアから解放されて、自由になった後に支える人がいません。特段、条例には、この部分は触れていないように見受けられました。元ケアラーの方が相談に来る事はほとんどなく、元ケアラーの方は、ケアする人に合わせた生活をしてきたため、一人になった途端に意思決定ができなくなっているということがあり、これはとても丁寧なメンタルケアが必要です。意思形成ができる伴走支援、アフターケアが分断されずに継続してできると良いと思っています。
深見委員	実際の活動を通じて思うところは、鈴木委員からもお話があったとおり、当事者は、自分がケアラーであるという事に気づいていない事が本当に多いです。具体的に何か取組を始めましようと言ったときに、本人にしっかり届くかということ、それが不必要と思っちゃうことが結構あるので、その取組が必要と思わせるような仕掛けが重要だと思います。 また、やはりいろいろな全国的な活動もある中で、今ケアラーとして対象とするいろんな場面が想定されていると思います。具体的に何か進めるときには、例えば、知的障害の兄弟さんとか、親の介護をしていたケアラーの皆さんなどテーマ別で分ける方法の良し悪しは両側面ありますが、自分がケアラーだと気づきやすいのが、そのテーマを分けされていることではあるのかなと思っています。 ケアラーは、ケアが終わった後もずっとケアラーであるというのは本当にあると思います。障害のある方の兄弟がいるヤングケアラーが、自分の進路を考えると、ケアしている経験から具体的な進路が容易に決まる良い面も良い面もあれば、逆に自分のやりたい事等がわからなくなり進路で悩んでしまうこともあります。つまり、自分がとにかく当事者だということを知ってもらう事がとても重要だと思っています。
川上委員長	ありがとうございます。鈴木委員からは、ケアから解放されたケアラーへのフォローに対する配慮や支援が必要という事と、深見委員からは、当事者がケアラーだと気づくアウトリーチの働きかけに関する工夫みたいなものが必要というようなご意見をいただきました。 他にも委員の皆様から何かお気づきの点ですとか、今後に向けて、先ほどの説明について、何かお考えがあれば、お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。
田中委員	目標1から5までである目標の設定に対して、ケアラーの支援というのは、個別的な支援という意味合いが強いと思いますが、今回目標6として、新たに設定する大きな理由はあるのでしょうか。
事務局 (矢部)	ケアラー支援条例を制定するにあたりまして、ケアラー支援の進捗管理をどうやっていくかということが課題になりまして、やり方としては、ケアラー支援というところかというと、いわゆる高齢者の支援とか障害者の支援という並びで言えば、地域福祉計画の各目標の施策に位置付ける形もあります

	が、地域福祉計画の目標1から目標5の中に入れてしまうと、ケアラー支援の観点が薄れてしまうところもございました。これについては、ご意見頂戴できればと思います。改めて再掲をさせていただいて、ケアラー支援に特化した形で、評価及び進捗管理をできないかというところです。 また、ケアラー支援の施策は、目標1「総合的な相談体制の確立」や目標4「地域生活支援と権利擁護」のどこかに位置づけられる部分もあると思われるので、該当する部分には位置づけしつつ、目標6で再掲としてピックアップして一つの塊にするイメージなので、一つの取り組みが2カ所に記載される事があります。目標6としてケアラー支援だけを見ることもできるような体裁を考えています。
川上委員長	途中から加わったという事で、目標6として外出しして、分かりやすくしているところもあるんだろうと思います。 こういったよう施策を位置づけ、目標設定し、その評価の指標を作ればいいのか、地域福祉計画の進行管理をやりながら考えていき、次期計画へ反映できれば良いのではないかと思います。
國分委員	新しいものを作ったときに、どこかに入れ込んだら扱いが難しくなることもあるため、外出しするのは賛成です。一度やってみて、その結果として、他の目標に組み込めるのであれば、その時に判断すればよいと思います。 また、ケアラー支援施策に関する進捗についても、すぐ判断できるものではないので、当分は現状報告程度でも良いと思います。
川上委員長	私からの意見ですが、6施策体系で（3）ケアラー支援に関する施策の推進①から⑥の記載のところでケアラー支援の組織化、当事者団体づくりを進めてもらいたいと感じております。 そのときに先ほど深見委員がおっしゃっていましたが、知的障害の家族のケアをされている方等、類型別に分科会のような形で組織した方がやりやすいというか話がしやすいのかなというような思いがあります。 ただ一つ引っ掛かるのが、ヤングケアラーの組織化ってどうすればいいのか、具体的なイメージが湧いてきませんが、具体的な施策に反映していければと考えます。当事者の組織化をしていく中で、ケアラーへのフォローの必要性が増えていくのかもしれないので、その方向で取り組んでもらえたらと感じます。 それでは、以上でよろしいでしょうか。 今日のご意見を事務局で預かりまして、出来るだけ反映するような形で手直しをしていこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。
委員	（全員了承）
川上委員長	最後になりますけれども、議事（5）その他について、事務局で何か議題はありますか。
事務局	（特になし）

事務局 (内藤)	多くのご意見をいただきありがとうございました。 本日頂戴したご意見を盛り込み、令和5年度の推進状況報告書を作成いたします。また、今回総括で今後進むべき方向性を厚く記載していますが、次年度が次期計画を策定する年になりますので、そこに反映させる本質的な事項を進むべき方向性としてまとめている状況ですので、他に何か入れた方がよいことがありましたら、個別にご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。 また、すでにお伝えしているとおり、次回は令和7年1月24日（金）を予定しております。合わせて、よろしくお願いいたします。
川上委員長	何かありましたら、事務局の方へまたメール等でご連絡ください。 それではこれにて閉会します。本日はありがとうございました。
	— 了 —